

山口組系旧五菱会ヤミ金融事件の最高裁判決に関する会長声明

暴力団山口組系旧五菱会のヤミ金融事件において、年利数百%～数千%もの違法な利息を支払わされた被害者がヤミ金融に対して損害賠償を求めている事件で、最高裁第三小法廷は平成20年6月10日、被害者がヤミ金融に支払った金額全額の賠償を認めるとともに、その際ヤミ金融から被害者への貸付金額を控除しないとの判断を示した。

すなわち、①ヤミ金融の貸付は公序良俗に反し不法原因給付にあたるため貸付金の返還請求は認められないこと、②よって被害者がヤミ金融に損害賠償請求をした場合にも損益相殺の対象とはならないこと、を判示した。

平成18年に成立した改正貸金業法において「ヤミ金融対策の強化」が一つの柱となり、平成19年には金融庁の多重債務問題改善プログラムにおいても「ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化」が一つの柱となっていたが、今般最高裁判所において、「ヤミ金融が貸付金名目で交付した金銭は不法行為の手段としてなされたものにすぎず何ら法的保護に値しない（ヤミ金融から交付を受けた金銭は、返済する必要がない）」と明言したことは、ヤミ金融被害者の救済とヤミ金融の撲滅という目標達成に向けて大きな後押しとなる。

警察庁においても全国の所管警察署に対し、この最高裁判決の趣旨を周知し、更にヤミ金融対策について強化徹底することを要望する。

当会では、従前からヤミ金融被害者の救済とヤミ金融撲滅を多重債務問題解決のための重要な課題の一つと位置づけていたが、今回の最高裁判決を受け、今後ともヤミ金融被害者の救済とヤミ金融撲滅に向けて徹底した対応を行ってゆく所存である。

平成20年7月15日

東京司法書士会

会長 小村 勝